

平成十年厚生省令第六十一号

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十二条第一項の規定に基づき、廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める。

（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の六の項のイ又はロの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種最終処分場事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種最終処分場事業を実施する区域の位置、第一種最終処分場事業の規模又は第一種最終処分場事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項であつて、次に掲げるものを含むものとする。

- 一 第一種最終処分場事業の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号イからハまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別。第十七条において同じ。）
- 二 第一種最終処分場事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積
- 三 第一種最終処分場事業が実施されるべき区域の位置及び面積
- 四 第一種最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量
- 五 第一種最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条 第一種最終処分場事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針について、次条から第十条までに定めるところによる。

（位置等に関する複数案の設定）

第三条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討に当たつては、第一種最終処分場事業を実施する区域の位置、第一種最終処分場事業の規模又は第一種最終処分場事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たつては、第一種最終処分場事業を実施する区域の位置又は第一種最終処分場事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種最終処分場事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種最終処分場事業に係る建造物等の構造及び配置が重要な場合があることに留意するものとする。

3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たつては、第一種最終処分場事業に代わる事業の実施により廃棄物の適正な処分が確保される場合その他第一種最終処分場事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第四条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行つては、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項に影響を及ぼす第一種最終処分場事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種最終処分場事業の実施が想定される区域（以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的・社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に關し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

（事業特性に関する情報）

第一条各号に掲げる事項

（1） 第一種最終処分場事業の工事計画の概要

- ハ 第一種最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量
- ニ 第一種最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要
- ホ その他第一種最終処分場事業に関する事項

（2） 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

- （1） 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- （2） 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

（3） 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

（4） 地形及び地質の状況

動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況  
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況  
一般環境中の放射性物質の状況

人口及び産業の状況

土地利用の状況

河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

交通の状況

学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況  
下水道の整備の状況

環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

その他第一種最終処分場事業に關し必要な事項

2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。  
(計画段階配慮事項の選定)

第五条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、第一種最終処分場事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。

2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

1 第一種最終処分場事業に係る工事の実施(第一種最終処分場事業の一部として、第一種最終処分場事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)

二 第一種最終処分場事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項(同法第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する最終処分場の廃止までの間に行われる事が予定される事業活動その他の人の活動であつて第一種最終処分場事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ 大気環境

大気質

騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)及び超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。)

振動

悪臭

(1) から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

水質(地下水の水質を除く。以下同じ。)

ハ 土壤の底質

地下水の水質及び水位

(1) から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素  
土壤に係る環境その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。)

地形及び地質

(4) (3) (2) (1)

地盤

土壤

その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 動物

植物

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物（当該第一種最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物を除く。）をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量

四 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。（この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。）

五 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行つたときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、第一項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

**第六条** 第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種最終処分場事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに關し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に關し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集團繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに對する環境影響の程度を把握できること。

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であつて、まとまつて存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であつて人為的な改変をほとんど受けているもののその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に關し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに對する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に關し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに對する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に關してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握できること。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

**第七条** 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に關する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に關する情報

- 二 調査の基本的な手法 国又は第一種最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。
- 三 調査の対象とする地域（以下この条から第十条までにおいて「調査地域」という。）第一種最終処分場事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
- 4 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにしてることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。
- （計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）
- 第八条** 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。
- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法
- 二 予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。）調査地域のうちから適切に選定された地域
- 3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握を選定するものとする。
- 4 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種最終処分場事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにならなければならない。
- （計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）
- 第九条** 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 第三条第一項の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
- 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種最終処分場事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種最終処分場事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- 三 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標が照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 四 第一種最終処分場事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできること。
- （計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項）
- 第十条** 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。
- （計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）
- 第十一条** 第一種最終処分場事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

- 第十二条** 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る配慮書（法第三条の三第一項に規定する配慮書をいう。以下同じ。）の案又は配慮書について、関係地方公共団体の長並びに一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとし、当該意見を求める場合に、その理由を明らかにしなければならない。
- 2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業の計画の立案を段階的に行う場合にあっては、当該立案の過程において、第一種最終処分場事業に係る配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるよう努めるものとする。
- 3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る配慮書の案について法第三条の七第一項に規定する意見を求めるよう努めるものとし、この場合においては、まず一般的の環境の保全の見地からの意見（以下「一般の意見」という。）を求め、次に関係地方公共団体の長の環境の保全の見地からの意見（以下「関係地方公共団体の長の意見」という。）を求めよう努めるものとする。
- 4 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、当該事業に係る配慮書について法第三条の七第一項に規定する意見を求めるよう努めるものとする。
- 5 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 6 第一種最終処分場事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 第一種最終処分場事業の名称、種類及び規模
- 第一種最終処分場事業実施想定区域
- 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
- 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- 1 官報への掲載
- 2 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。
- 3 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- 4 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 5 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参考の便を考慮して定めるものとする。
- 6 第一種最終処分場事業を実施しようとする者の事務所
- 1 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、関係地方公共団体の庁舎その他の関係地方公共団体の施設
- 2 前二号に掲げるもののほか、第一種最終処分場事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設
- 3 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- 4 第一種最終処分場事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
- 5 第一種最終処分場事業を実施しようとする者のウェブサイトに掲載すること。
- 6 関係地方公共団体の協力を得て、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載すること。
- 第一種最終処分場事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種最終処分場事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
- 1 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
- 3 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- 第十四条** 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について前条の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見に対する第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日以上の期間を定めて行うものとする。
- 2 第一種最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する都道府県知事は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、第一項の第一種最終処分場事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種最終処分場事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 3 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について第一種最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。
- 4 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日以上の期間を定めて行うものとする。
- 5 第二項に規定する地域の全部が一の法第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、第一項の書類の送付を受けたときは、第一項の第一種最終処分場事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種最終処分場事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 6 配慮書について第二項又は第五項の書面の提出があつたときは、第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、速やかに環境大臣に当該書面を送付するものとする。

(第一種事業の届出)  
第十五条 令別表第一の六の項のイ又はロの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業(次条において「第二種最終処分場事業」という。)に係る法第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

(第一種事業の判定の基準)

第十六条 第二種最終処分場事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種最終処分場事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。

二 地域の自然的・社会的情況に関する入手可能な知見により、当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域

ロ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ハ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

三 当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として、法令、条例又は法第五十三条の行政指導等(以下「法令等」という。)により指定された対象であると認められるものが存在し、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第五条の二第一項に規定する指定地域

ロ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(昭和四十三年法律第七十号)第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域

ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

ホ 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第一百三十八号)第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域

ヘ 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第三条第一項の規定により指定された指定湖沼又は同条第二項の規定により指定された指定地域

ト 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

チ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

リ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

ヌ ル フ ワ ヨ カ ヨ リ 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ソ ノ リ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第一百三号)第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ソ ノ リ 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

ソ ノ リ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ソ ノ リ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

ソ ノ リ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域

タ タ オ ヨ タ カ ヨ リ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第一百九条第一項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁<sup>はしゆう</sup>及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断できるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)

レ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

ソ ノ リ 四 地域の自然的・社会的情況に関する入手可能な知見により、当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ソ ノ リ 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)であつて、大気の汚染(二酸化窒素に関するものに限る。)、水質の汚濁(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全堿に関するものに限る。)又は騒音に係るもののが確保されていない地域

ソ ノ リ ハ 振動規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十七条第一項に規定する限度を超えている地域

ソ ノ リ ニ イ からハまでに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

二 第二種最終処分場事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二種最終処分場事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかるわらず、当該第二種最終処分場事業は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものと認めるものとする。

一 当該第二種最終処分場事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が、令別表第一の六の項のイ又はロの第一欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

二 当該第二種最終処分場事業及び当該同種の事業が、総体として前項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

#### (方法書の作成)

**第十七条** 令別表第一の六の項のイ又はロの第一欄又は第三欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象最終処分場事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 対象最終処分場事業の種類

#### 二 対象最終処分場事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積

#### 三 対象最終処分場事業が実施されるべき区域（以下「対象最終処分場事業実施区域」という。）の位置

#### 四 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

#### 五 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

六 前各号に掲げるもののほか、対象最終処分場事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

#### 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象最終処分場事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

**3 2 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）**

#### 3 3 を第四条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

**4 4 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に對象最終処分場事業実施区域及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。**

**5 5 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。**

**6 6 事業者は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、当該方法書において、その旨を明らかにしなければならない。**

#### （環境影響を受け範囲と認められる地域）

**第十八条** 対象最終処分場事業に係る法第六条第一項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象最終処分場事業実施区域及び既に入手している情報によつて一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

#### （環境影響評価の項目等の選定に関する指針）

**第十九条** 対象最終処分場事業に係る法第十二条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次

#### （環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

**第二十条** 第四条の規定は、法第十二条第一項の規定による対象最終処分場事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、第四条第一項中「当該検討を」とあるのは「計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「第一種最終処分場事業の」とあるのは「対象最終処分場事業の」と、「この条から第十条まで」とあるのは「この条第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第三十二条」と、「第一種最終処分場事業の実施が想定される区域（以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。）」とあるのは「対象最終処分場事業実施区域」と、「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十条において読み替えて準用する前項」と、「整理するものとする」とあるのは、「整理するとともに、必要に応じ、対象最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第二十一条から第三十二条までにおいて「関係地方公共団体」という。）」、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

**2 2 事業者は、前項において読み替えて準用する第四条第一項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該最終処分場事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。**

#### （環境影響評価の項目の選定）

**第二十一条** 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象最終処分場事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象最終処分場事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

**2 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。**

**1 1 対象最終処分場事業に係る工事の実施（対象最終処分場事業の一部として、対象最終処分場事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）**

- 二 対象最終処分場事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する最終処分場の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象最終処分場事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）
- 3 第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、第五条第三項第四号中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十一條第一項」と、第五項中「第一項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）について」とあるのは「選定項目として」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。
- 5 一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- 二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受けた地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- 三 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第一項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行わなければならない。
- 4 参考項目に関する環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法
- 5 一 参考項目に関する環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。
- 二 前条第三項において準用する第五条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに關し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- 三 前条第三項において準用する第五条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に關し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の觀点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 四 前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に關し、前号の調査結果その他の調査結果により概略的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
- 五 前条第三項において準用する第五条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 六 前条第三項において準用する第五条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に關し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 七 前条第三項において読み替えて準用する第五条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。
- 3 参考手法
- 一 当該参考項目に関する環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、別表第一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第二において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第二十条第一項において読み替えて準用する第四条及び第二十条第二項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定しなければならない。
- 二 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- 三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- 4 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
- 5 一 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。
- 二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- 三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- 4 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。
- 5 一 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすものであること。
- 二 イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
- ロ ハ 当該参考項目に係る環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域  
(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

#### 第二十四条

事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行つたために必要な範囲内で、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴つて変化することに留意するものとする。

- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

- 三 調査の対象とする地域 (以下この条から第三十二条までにおいて「調査地域」という。) 対象最終処分場事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域

域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域  
四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点 (第二項において読み替えて準用する第七条第四項及び別表第二において「調査地点」という。)

- 五 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

六 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第七条第三項及び第四項中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

- 3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するよう調査に係る期間を選定するものとする。

- 4 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあつては、当該観測結果と現地調査により得られた結果と比較できるようしなければならない。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

- 第二十五条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第八条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域 (第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び別表第一において「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域

- 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況を重点的に把握することとする場合における当該地点 (別表第一において「予測地点」という。) 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

- 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 (別表第二において「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期 (最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

五 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象最終処分場事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、第八条第三項及び第四項中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、「しなければならない。」とあるのは「しなければならない。」とあるのは「しなければならない。」と読み替えるものとする。

- 3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期について、工事が完了した後の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、中間的な時期での予測を行うものとする。

4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象最終処分場事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況 (将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況) を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようになければならない。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。  
(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

- 第二十六条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行つた場合においてはその結果を踏まえ、対象最終処分場事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。

二　国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標が示されている場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受ける考え方を明らかにして、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三　事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

(環境影響評価の項目に係る手法選定に当たつての留意事項)

- 第二十七条** 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たつては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 第二十八条** 対象最終処分場事業に係る法第十二条第二項に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十二条までに定めるところによる。

(環境保全措置の検討)

- 第二十九条** 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、当該事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によつて示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。
- 三十一条** 事業者は、前項の規定による検討に当たつては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない。

(検討結果の検証)

- 第三十条** 事業者は、前条第一項の規定による検討を行つたときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能な範囲内で環境影響を回避し、又は最も低減する技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象最終処分場事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

(検討結果の整理)

- 第三十一条** 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を行つたときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一　環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

二　環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

三　環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

四　代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

五　代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に關し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

六　代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

- 第三十二条** 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。
- また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行つたときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。
- (事後調査)

(事後調査)

- 第三十二条** 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象最終処分場事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならない。
- 一　予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

- 二　効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- 三　工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- 四　代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

- 一　事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- 二　事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
- 三　事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

- 四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的の根拠に基づき選定すること。  
事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

3 一 事後調査を行うこととした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなつた場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表の方法  
五 関係地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるものほか、事後調査の実施に關し必要な事項  
八 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。  
(準備書の作成)

**第三十三条** 事業者は、法第十四条第一項の規定により対象最終処分場事業に係る準備書に法第五条第一項第一号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 対象最終処分場事業実施区域の面積

三 対象最終処分場事業の工事計画の概要

四 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

五 前各号に掲げるもののほか、対象最終処分場事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 第十七条第二項から第六項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象最終処分場事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第十七条第三項中「資料」とあるのは「資料及び第二十条において読み替えて準用する第四条第二項の規定による聽取又は確認」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第三十三条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「法第五条第一項第四号」とあるのは「法第十四条第一項第五号」と、同条第六項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十四条第二項において準用する規定」と読み替えるものとする。

3 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十四条第一項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第二十六条において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。  
4 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十九条の規定による検討の状況、第三十条の規定による検証の結果、第三十一条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容を記載しなければならない。

5 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第三十二条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。  
6 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるよう取りまとめて記載しなければならない。  
(評価書の作成)

**第三十四条** 前条の規定は、法第二十五条第二項の規定により事業者が対象最終処分場事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

2 事業者は、法第二十一条第二項の規定により対象最終処分場事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象最終処分場事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。  
(報告書の補正)

**第三十五条** 事業者は、法第二十五条第二項の規定により対象最終処分場事業に係る評価書を作成するに当たっては、補正前の対象最終処分場事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。  
(報告書の作成に関する指針)

**第三十六条** 対象最終処分場事業に係る法第三十八条の二第一項の報告書の作成については、次条及び第三十八条に定めるところにより行うものとする。  
(報告書の作成時期等)

**第三十七条** 法第二十七条の公告を行つた事業者は、対象最終処分場事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たつて講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

2 第二項の公告を行つた事業者は、必要に応じて、対象最終処分場事業に係る工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。  
(報告書の記載事項)

**第三十八条** 前条第一項の公告を行つた事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。  
1 報告書の作成に關する指針  
2 第二項の公告を行つた事業者は、必要に応じて、対象最終処分場事業に係る工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象事業の名称、種類及び規模、並びに対象事業が実施された区域等、対象事業に関する基礎的な情報

二 事後調査の項目、手法及び結果

三 環境保全措置の内容、効果及び不確実性的程度

四 第二号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性的程度

五 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）

六 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画及びその結果を公表する旨  
又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

**附 則**

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十二日）から施行する。

**附 則**（平成一一年六月一一日厚生省令第六四号）

この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

**附 則**（平成一一年一〇月一〇日厚生省令第一一七号）抄

**（施行期日）**

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
**附 則**（平成一三年一二月一四日環境省令第三九号）

この省令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月十五日）から施行する。

**附 則**（平成一五年三月二七日環境省令第九号）

この省令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。ただし、第一条の二第一項第三号カの改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

**附 則**（平成一六年一二月一五日環境省令第二六号）

この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則**（平成一七年三月二九日環境省令第八号）

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成一八年三月三〇日環境省令第一一号）

この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一九年三月三〇日環境省令第一一号）

1 この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 事業者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第七条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象最終処分場事業については、この省令による改正後の廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「改正省令」という。）第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 事業者が施行日前に法第十六条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象最終処分場事業については、改正省令第二条から第十九条第一項までの規定の適用については、なお従前の例による。

4 事業者は、施行日前においても、改正省令第二条から第十八条までの規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。

5 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象最終処分場事業については、施行日において、改正省令の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。

**附 則**（平成二三年三月二九日環境省令第四号）抄

**（施行期日）**

第一条 この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成二三年三月三一日環境省令第五号）

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成二四年一一月六日環境省令第三三号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年二月二〇日環境省令第三号）抄

**（施行期日）**

第一条 この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

**附 則**（平成二七年五月二九日環境省令第二四号）

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 参考項目（第二十一条関係）

工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の施工	護岸等の施工	造成等の施工	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	作業船の稼働	建設機械及び水面埋立	建設機械の稼働	陸上埋立	環境要素環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素の区分		
										影響要因の区分	環境要素	
土材の運搬に用いる車両の運行	廃棄物及び覆土材の運搬	設の稼働	浸出液処理施	機械の稼働	埋立・覆土用	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	窒素酸化物等	大気質	大気環境
廃棄物埋立	水	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	○	騒音振動	水質	水環境
○	○								○	振動	地下水	
○									○	悪臭	地形及び地質	地形の他の環境
○	○	○	○	○					○	れ	水質	
○	○	○	○	○					○	水の汚り		
○	○	○	○	○					○	水の濁質等		
○	○	○	○	○					○	有害物の流れ		
○	○	○	○	○					○	地質		
○	○	○	○	○					○	地形及び地質		
○	○	○	○	○					○	息地		
○	○	○	○	○					○	注目及び生息する種		
○	○	○	○	○					○	群落		
○	○	○	○	○					○	生態系		
○	○	○	○	○					○	景観		
○	○	○	○	○					○	動の場		
○	○	○	○	○					○	人と自然との触れ合いの場		
○	○	○	○	○					○	活動合		
○	○	○	○	○					○	物う事建副に工		
○	○	○	○	○					○	メタン		
○	○	○	○	○					○	炭素二酸化ガス等		
※○	※○	※○	※○	※○					※○	量放射線の		
										素きさ及査つ性環れび、い物境る評予て質放要ベ価測調に射		

備考	用いる船舶の
運航	
廃棄物の存在・分解	
浸出液処理水の排出	
	○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

一 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

二 最終処分場の種類 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。

イ ロ 工事に関する内容  
 (1) 土地埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。

(2) 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行う。

ニ 工作物及び供用開始後に行われる事業活動の内容  
 (1) 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。

(2) 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物(プラスチックを除く)を含む。

(3) 土地埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。

(4) 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。

三 この表において、「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関する事をいう。

四 この表において、「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

五 この表において、「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

六 この表において、「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

七 この表において、「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

八 この表において、「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。

九 この表において、「重要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において、「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

十一 この表において、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

参考項目	参考手法
環境要素の区分	調査の手法
窒素酸化物	二酸化窒素の濃度の状況
建設機械の稼働(陸上埋立)	二 調査の基本的な手法
二 文献その他の資料及び現地調査による情報(前号イについては、二酸化窒素に係る環境基準に定める二酸化窒素の測定の方法による情報、前号ロについては、気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析	一 調査の基本的な手法
三 調査地域	二 大気の拡散式に基づく理論計算
四 建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	一 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
五 調査地点	二 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
六 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域	三 予測地點
七 調査地点	四 予測対象時期等
八 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	五 窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期


騒音 運行 用いる車両の 運航 廃棄物及び覆 土材の運搬に 用いる船舶の 運航 (水面埋立)	建設機械の稼 働(陸上埋立) 建設機械及び 作業船の稼働 (水面埋立)	建設機械の稼 働(陸上埋立) 埋立・覆土用 機械の稼働 (陸上埋立)	埋立・覆土用 機械の稼働 (水面埋立)	埋立・覆土用 機械の稼働 (水面埋立)	調査すべき情報 一 騒音の状況 地表面の状況 ロ	騒音 調査すべき情報 一 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期
運行 用いる車両の 運搬に用いる 車両の運行 廃棄物及び覆 土材の運搬に 用いる車両の 運搬に用いる 車両の運行 音の伝搬の特性 を踏まえて騒音に 係る環境影響を受けるおそれがある地域 調査地点	浸出液処理設 備の稼働(陸 上埋立) 浸出液処理設 備の稼働(水 面埋立)	一 調査すべき情報 騒音の状況 地表面の状況 ロ	騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するため必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するため必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	騒音 調査すべき情報 一 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、騒音規制法第四条第一項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析	騒音 調査すべき情報 一 調査の基本的な手法 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがあるため必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	騒音 調査すべき情報 一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期
一 調査すべき情報 騒音規制法第四条第一項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期	騒音 調査すべき情報 一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期					
一 調査すべき情報 騒音規制法第四条第一項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報	騒音 調査すべき情報 一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期	騒音 調査すべき情報 一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期					



			水の汚れ
		最終処分場の存在(水面埋立)	
	五 調査期間等	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
	一 調査すべき情報	化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況	
	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イの状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析	
	三 調査地域	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
	四 調査地点	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
	五 調査の期間並びに時間帯	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
	一 調査すべき情報	河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む）、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況	
	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析	
	三 調査地域	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域	
	四 調査地点	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
	五 調査の期間並びに時間帯	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
	一 調査すべき情報	河川にあっては浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む）、流れの状況	
	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析	
	三 調査地域	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域	
	四 調査地点	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
	一 予測の基本的な手法	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析	
	二 予測地域	調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
	三 予測地点	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点	
	四 予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期	
四 理及び解析	一 予測の基本的な手法	浮遊物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析	
	二 予測地域	調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
	三 予測地点	水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点	
	四 予測対象時期等	予測対象時期等	

質形重 要な地 地 (陸上埋立)	造成等の施工 (陸上埋立)	地下水の流れ (陸上埋立)	地下水の流れ (陸上埋立)	有害物質浸出液処理水 の排出	三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受ける環境 がある地域	
					四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	四 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び
ロイ	一 地形及び 地質の概況	二 調査すべき情報 イ 地下水の状況 ハ 地形及び地質の状況	三 調査の基本的な手法 イ 地下水の利用状況 ハ 地形及び地質の状況	四 調査地點 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 おそれがある地域	一 調査すべき情報 イ 地下水の状況 ハ 地形及び地質の状況	一 調査すべき情報 イ 地下水の状況 ハ 地形及び地質の状況
一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそ れがある地域	四 調査地點 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそ れがある地域	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	二 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環 境影響を受けるおそれがある地域	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
二 調査すべき情報 二 地形及び 地質の分布、状態及び特性	三 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評 価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	四 調査地點 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそ れがある地域	四 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期	二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係 る環境影響を受けるおそれがある地域	三 予測地点 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係 る環境影響を的確に把握できる地点	一 予測の基本的な手法 有害物質等の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析

浮遊物質量に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時

護岸等の施工二 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
調査地点三 調査地域 最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
対象最終処分場の立地 存在(陸上埋立) 最終処分場の立地 存在(水面埋立)		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて必要な情報を探査するための効果的な手法		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
一 調査すべき情報 イ 脊椎動物 昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 ハ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
三 調査地域 最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
一 調査すべき情報 イ 河川又は湖沼にあつては、種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況、 海域にあつては、海藻類その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
三 調査地域 最終処分場の立地 存在(陸上埋立) 最終処分場の立地 存在(水面埋立)		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
四 調査地点 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目等に係る環境影響を受けるおそれがある地域		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目等に係る環境影響を受けるおそれがある地域		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
四 予測地城 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目等に係る環境影響を受けるおそれがある地域		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる
五 予測地城 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる		地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる





備考	放射線の放 射量(水面 の発 生に伴 うもの) 放射線の放 射量(陸上 埋立) 工事に伴 う副產物 (水面埋立) の も の)	放射線の放 射量(陸上 埋立) 護岸等の施工 (水面埋立) の施工 口	放射線の放 射量(水 面の 濁りの 発 生に伴 うもの) 放射線の放 射量(陸上 埋立) の施工 口	放射線の放 射量(水 面の 濁りの 発 生に伴 うもの) 放射線の放 射量(陸上 埋立) の施工 口	放射線の放 射量(水 面の 濁りの 発 生に伴 うもの) 放射線の放 射量(陸上 埋立) の施工 口
	一 調査すべき情報 放射線の量の状況 二 土質の状況 ハ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	一 調査すべき情報 放射線の量の状況 二 土質の状況 ハ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期
	一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二 予測地域 二 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を行ったために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間	一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二 予測地域 二 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を行ったために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間	一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二 予測地域 二 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を行ったために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間	一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二 予測地域 二 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を行ったために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間	一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二 予測地域 二 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を行ったために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間
一 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立の用に供すること及び最終処分場の維持管理に関する事をいう。 二 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 三 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることをその他の理由により注目すべき生息地をいう。 六 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。)又は特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。					

十九八七  
この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望するための場所をいう。  
この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。  
この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。  
この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

## 別記様式 (第十五条関係)

第二種事業概要等届出書											
年　月　日											
都道府県知事 (市長又は区長)	殿										
<p><b>届出者</b></p> <p>住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p>											
<p>最終処分場事業に係る第二種事業について、環境影響評価法第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第二種事業の名称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第二種事業の種類</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第二種事業の規模</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第二種事業が実施されるべき区域</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第二種事業に係る技術、工法その他の事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		第二種事業の名称		第二種事業の種類		第二種事業の規模		第二種事業が実施されるべき区域		第二種事業に係る技術、工法その他の事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項	
第二種事業の名称											
第二種事業の種類											
第二種事業の規模											
第二種事業が実施されるべき区域											
第二種事業に係る技術、工法その他の事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項											
<p><b>備考</b></p> <p>1. 記名押印に代えて、署名することができる。</p> <p>2. 第二種事業の種類の欄は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の別を記載し、産業廃棄物の最終処分場については次の(1)から(3)までの最終処分場の別を併せて記載すること。</p> <p>(1) 遮断型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第十四号イに掲げる施設をいう。）</p> <p>(2) 安定型最終処分場（令第七条第十四号ロに掲げる施設をいう。）</p> <p>(3) 安定型最終処分場（令第七条第十四号ハに掲げる施設をいう。）</p> <p>3. 第二種事業の規模の欄は、最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積について、ヘクタールを単位として記載すること。</p> <p>4. 第二種事業が実施されるべき区域の欄は、当該第二種事業が実施されるべき区域が含まれる都道府県及び市町村（特別区を含む。）の名称を記載するものとし、当該区域及びその周囲の概況を明らかにした適切な縮尺の平面図を添付すること。</p>											

(日本産業規格 A列4番)